

重要事項説明書

医療法人 聖峰会

『ひまわりの郷 田主丸』

「ひまわりの郷 田主丸」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
事業所番号 4091600280

当事業所はご利用者に対して小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいいただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 聖峰会 |
| (2) 法人所在地 | 福岡県久留米市田主丸町益生田 892 |
| (3) 電話番号 | 0943 (72) 2460 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 鬼塚 一郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和 37 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成 19 年 3 月 31 日指定 |
| (2) 事業所の目的 | 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、契約書の第 4 条及び第 5 条に定める小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
2 事業者が利用者に対して実施する小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は『小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護』に定めることとします。 |
| (3) 事業所の名称 | ひまわりの郷 田主丸 |
| (4) 事業所の所在地 | 久留米市田主丸町豊城 1668-2 |
| (5) 電話番号 | 0943-72-4800 |
| (6) 事業所長（管理者）氏名 | 古賀 裕昭 |

(7) 当事業所の運営方針

- 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下『保険者』という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(8) 開設年月 平成 19 年 4 月 2 日

(9) 利用定員 事業所の登録の利用定員は 29 名、通いサービスの利用定員は 18 名、宿泊サービスは 6 名とする。

3. 事業実施地域及び営業日・時間

(1) 通常の事業の実施地域 久留米市

(2) 営業日・サービス提供時間帯

24 時間 365 日

通いサービス	8：30～17：00（送迎時間込み） 前後の時間延長は相談に応じる
宿泊サービス	17：00～9：00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤（名）
1. 事業所長（管理者）	1
2. 居宅介護支援専門員	1
3. 看護職員	1 以上
4. 介護職員	6 以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。（介護負担割合証において、利用者負担の割合が2割の方については8割が介護保険から給付されます。尚平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得のある方には費用の3割負担も新設されています。

＊2割負担基準について

- ・65歳以上の被保険者のうち、所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）を基準とする。
- ・合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースについては、その負担能力を考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻す

＊3割負担基準について

- ・65歳以上の被保険者の合計所得金額が220万円居所の方
- ・合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は、2割負担、又は1割負担となる。

〈サービスの概要〉

- ① 食事(居宅サービス計画等において、食事の提供が予定されている方に限ります。)
- ・当事業所では、法人の管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- (食事時間) 12:00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練（生活リハビリ）

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するため小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑥宿泊サービス

- ・ご利用者の希望により、宿泊をお受けします。

⑦訪問介護サービス

- ・小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき訪問介護を行います。

<サービス利用料金>

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

介護保険適用 サービス利用料金（令和6年4月改定）

小規模多機能型居宅介護	1ヶ月あたりの負担額（単位：円）			
	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護	要介護1	10,458	20,916	31,374
	要介護2	15,370	30,740	46,110
	要介護3	22,359	44,718	67,077
	要介護4	24,677	49,354	74,031
	要介護5	27,209	54,418	81,627
介護予防	要支援1	3,450	6,900	10,350
	要支援2	6,972	13,944	20,916

初期加算 (1日につき)	30
認知症加算 (Ⅰ) (1月につき)	920
認知症加算 (Ⅱ) (1月につき)	890
認知症加算 (Ⅲ) (1月につき)	760
認知症加算 (Ⅳ) (1月につき)	460
看護職員配置加算 (Ⅰ) (1月につき)	900
看取り連携体制加算 (1日につき)	64
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (1月につき)	750
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) (1月につき)	1200
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ) (1月につき)	800
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) (1月につき)	所定単位数の 14.9%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) (1月につき)	所定単位数の 14.6%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) (1月につき)	所定単位数の 13.4%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) (1月につき)	所定単位数の 10.6%
生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3ヶ月に一度計画時)	100
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200
訪問体制加算	1000
口腔・栄養スクリーニング加算 (6ヶ月毎)	20
科学的介護推進体制加算	40
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10

※介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (Ⅳ) は令和6年6月施行

*認知症加算について

- ・認知症加算 (Ⅰ) 【新設】: 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ※その他算定条件あり
- ・認知症加算 (Ⅱ) 【新設】: 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ※その他算定条件あり

【上記の認知症高齢者の日常生活自立度は、医師の判定結果又は主治医意見書に基づき判定されます。】

*サービス提供体制強化加算

- ・当事業所の介護従業者 (看護師は除く) の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上である

***総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)【新設】**

- ・(1)利用者の心身状況又は家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時介護支援専門員、看護師、介護職員その他の関係者が協同し介護計画の見直しを行っていること。
- ・(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に参加していること ※その他算定条件あり

***訪問体制強化加算について**

- ・訪問担当2名以上配置、訪問サービス提供数200回/月以上

***看護職員配置加算について**

看護職員配置加算：常勤かつ専従の看護師を1名配置している場合

***生活機能向上連携加算について**

自立支援、重度化防止に資する介護を推進するため

***口腔栄養スクリーニング加算**

- ・従業者により6月毎に利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認し担当する介護支援専門員へ提供を行う

***科学的介護推進体制加算**

- ・利用者の心身状況等、基本情報を厚労省へ提出、その情報を基に必要なに応じ介護計画の見直し、提供に当り必要な情報を活用している

***介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) R6年6月施行**

- ・介護現場で働く人々にとって令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- ・介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善のための措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※その他算定条件あり

***生産性向上推進体制加算(Ⅰ)新設**

- ・(Ⅱ)の要件を満たし(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認された事。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入している事。
- ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手等)の取組等を行っている事。
- ・1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行う事。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)新設

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインにもとづいた改善活動を継続的に行っている事。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。

- ・1年以内に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行う事。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

食事	朝食	250
	昼食	400
	夕食	400
宿泊	1泊	2550
オムツ	1枚	200
レク、クラブ活動費		実費
連絡ノート	1冊	110

通常事業の実施場所地域以外への送迎及び訪問に要する費用負担は基本のございませ

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用については、翌月10日頃に請求書を発行し、お支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 古賀 裕昭 0943-72-4800
- 受付時間 毎週月曜日～日曜日 8：30～17：00

（2）その他 苦情処理及び苦情受付機関

- | | | |
|--------------------------------|-------|------------------|
| 1 事業所長(管理者) | 古賀 裕昭 | TEL 0943-72-4800 |
| 2 久留米市 健康福祉部 介護保険課 | | |
| 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3 | | TEL 0942-30-9247 |
| 3 福岡県国民健康保険団体連合会 | | |
| 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 | | TEL 092-642-7859 |

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第 9 条、第 10 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

※当施設では、利用者様が快適な在宅生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性を伴うことを十分にご理解ください。

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷、頭蓋骨内損傷の恐れがあります。
- ・小規模多機能型居宅介護施設（ひまわりの郷田主丸）は、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ・高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ・高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ・本人の全身の状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行う事があります。

なお、このことは、ご自宅でも起こりうる事ですので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書、第16、17条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

- ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。
- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② ご利用者が入院された場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合

- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させて頂く事があります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 1. カルテ等の開示申請について

ご利用者・家族が、カルテ等の開示を希望する場合は、医療法人聖峰会 田主丸中央病院の規定に基づき開示の手続きを行うものとします。

- (1) 法人名 医療法人 聖峰会 介護事業部
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市田主丸町田主丸 1001-2
サンライフ聖峰内
- (3) 担当窓口 局長 稲富 浩昭
- (4) 電話番号 0943 (72) 3446

1 2. 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

1 3. 緊急時の対応方法について（令和7年1月1日改定）

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 4. 事故発生時の対応について

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者様のご家族、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。尚、サービスのご利用にあたっては、防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解下さい。

1 5. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 古賀 裕昭

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対して、虐待防止を啓発するための研修を実施しています。
- (5)介護相談員を受け入れます。
- (6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報します

1 6. 身体拘束等の排除のための取り組みに関する理念及び方針

〈理念〉

ひまわりの郷 田主丸は、ご利用者様を中心としたサービスを提供し、ご利用者様の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、拘束をしない介護を目指します。

〈方針〉

身体拘束等は原則として実施しません。

ご本人様の心身安全面、他のご利用者様の心身安全面の確保などの際において、緊急を要し他に代替の方法がなく、ごく短時間の場合においてやむを得ず実施する場合にはご家族様等に同意の上実施します。

この理念、方針について不明な点がありましたら遠慮なく管理者までお問い合わせ下さい。

- (1) 事業所名 ひまわりの郷 田主丸
- (2) 担当窓口 管理者 古賀 裕昭
- (3) 電話番号 0943 (72) 4800

17. 当事業所における個人情報の利用目的について

当事業所はお預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めております。

【当事業所内での利用目的】

1. 利用者様へ適切な医療・介護サービスをご提供するため
2. 介護保険事務を行うため
3. 利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - (ア) 入退院等の情報管理
 - (イ) 会計・経理
 - (ウ) サービス中の事故等の報告
 - (エ) 医療・介護サービスの質の向上
 - (オ) 運営推進会議等による地域への情報提供（写真含む）

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1. 当事業所がケアマネジメント関連業務のうち、以下の業務を行うため
 - (ア) 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - (イ) 医療機関からの照会への回答
 - (ウ) 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答（介護施設の場合）
 - (エ) 利用者様の疾病に当たり、医師等の意見・助言を求める場合
 - (オ) 情報システム運用・保守業務の委託
 - (カ) その他の業務委託
 - (キ) 家族等への病状並びに心身の状況説明及び問い合わせ

2. 医療・介護保険事務に係る情報提供

- (ア) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (イ) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

1. 当事業所の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため

- (ア) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料やアンケートの作成
- (イ) 法人内において行われる学生の実習への協力
- (ウ) 法人内において行われる事例研究（写真含む）
- (エ) 外部監査機関への情報提供

個人情報取扱について

- (1) 守秘義務により個人情報については正当な理由なく第三者に漏らしませんが、介護保険法によるサービスの受給に必要なため、サービス担当者会議において、利用者又は家族の情報を担当医及びサービス提供事業者に提供することがあります。
- (2) サービス担当者会議以外にも「当事業者における個人情報の利用目的について」に定めている内容の範囲内で第三者に必要な情報提供を行います。

18. 第三者評価の実施状況 有 （令和7年1月1日改定）

- ・当事業所は、自己評価を実施しております、その結果を運営推進会議にて報告し、その結果を元に外部評価を受けております。
- ・外部評価の結果は久留米市役所・健康福祉部・介護保険課へ提出しております。
- ・実施した直近の年月日 令和6年3月13日